

改正	昭和52年	5月12日	昭和53年	4月	1日
	昭和59年	4月	昭和61年	4月	1日
	平成6年	3月31日	平成15年	4月	1日
	平成19年	2月	平成24年	12月	1日
	平成26年	10月	平成29年	2月	1日
	平成31年	4月	令和4年	10月	1日

（目的）

第1条 この要綱は、市民の憩いの場としての八王子市民農園（以下「農園」という。）を設置し、市民が健全に余暇を利用し、家族ぐるみで土に親しみながら野菜を栽培することにより、健康増進と豊かな情操を培うことを目的とする。

（設置基準）

第2条 農園は、立地条件や市民の利用度等について、市長が適当と認める場所に設置するものとする。

2 市長は農園を設置しようとする土地について、その土地の所有者と次の基準に基づき、契約を締結するものとする。

（1） 契約期間は、原則として2年間とする。

（2） 市街化区域にある農園についての借上料は無料とし、市街化調整区域にある農地についての借上料は有料とする。

（3） 農園の1区画当たりの面積は、おおむね10㎡とする。

（利用対象者）

第3条 農園を利用できる者は、市内に住所を有し、野菜等の農作物の栽培に意欲が有る者とする。

（利用基準）

第4条 農園の利用は、原則1世帯1区画とする。ただし、補欠者がなく、空き区画が生ずる場合はこの限りではない。

2 利用区画は、市長が決定する。

3 農園の利用期間は、市長が定める期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めたときは、その利用期間を短縮することができる。

5 期間途中からの利用については、残りの期間とする。

（利用者負担金）

第5条 1区画の年額は7,500円とし、農園を利用する者は利用者負担金を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その他の負担金額を設定することができる。

2 本利用者負担金に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（利用者負担金の返還）

第6条 既に納付した利用者負担金は還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その利用者負担金の全部又は一部を返還することができる。

（利用手続き等）

第7条 農園の利用申込みは公募によるものとし、申込者が多数の場合は、利用者及び区画を抽選により決定し、同時に補欠者及び補欠順序を決定するものとする。

2 補欠者は、農園に新たに利用できる区画が生じた場合は、その順序に従い利用できるものとする。

3 市長は利用者を決定したときは、八王子市民農園利用決定通知書により通知するものとする。

- 4 利用者は、市の指定した書類を提出しなければならない。
- 5 利用者は、市に提出した書類の内容に変更があった場合、直ちに市に届出なければならない。その際、市長は、改めて八王子市民農園利用決定通知書による通知はしない。

(利用者の名義変更)

第8条 利用者が、死亡またはその他病気等のやむを得ない事情で利用ができなくなった場合に限り、名義変更ができるものとする。

- 2 名義変更ができるものは、原則同世帯かつ利用者本人の2親等内とする。
- 3 名義変更した新たな利用者は、速やかに市の指定した書類を提出しなければならない。その際、市長は、改めて八王子市民農園利用決定通知書による通知はしない。

(管理等)

第9条 市は、農園の全般的な管理を行う。この場合、農園の管理業務を毎年度予算の範囲内において、委託することができる。

- 2 市は、農園の利用方法等の指導を行う。
- 3 当該土地の所有者は、市と協力して農園を農地として適切に管理するものとする。
- 4 利用者は、指定された区画内を常に適切に管理し、他の区画の利用者等に迷惑となる行為をしてはならない。
- 5 利用者は、その土地の所有者及び他の利用者とともに農園全体の適切な管理運営を行うものとする。この場合において、その運営を円滑に行うため、市は、各農園に代表者及び副代表者を置くことができる。

(利用の停止)

第10条 市長は、別に定める「八王子市農園利用のルール」に利用者が違反したとき、又は利用者として適当でない行為があるときは、利用者に対して利用の停止を求めることができる。

(栽培指導)

第11条 市は、農園利用者に対して栽培指導を行うことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(農地法との関係)

第13条 農園に係る土地については、農地法及び借地法等の適用を除外する。

(損害等の補償)

第14条 市は、農園で発生した天災、病虫害その他の理由による利用者の耕作物等の損害及び事故に対し、一切の責任を負わない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、利用期間の満了、途中解除、その他その区画を利用しなくなる場合は、速やかに農園を原状に復し、返還しなければならない。

(利用の取り下げ)

第16条 利用者は、転居その他の理由により市民農園の利用の取り下げをするときは、農園を原状に復し、農園の利用を取り下げるという旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、その利用に際し、農園に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免

除することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める特定農地貸付規定によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に利用決定を受けた者の利用者負担金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。